

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年9月16日

独立行政法人水資源機構
利根導水総合管理所長
秋場 宣吉

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、朝霞水路沈砂池で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

歩掛参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 歩掛参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和7年9月26日(金) から令和7年10月2日(木)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所長 秋場 宣吉 宛
【担当】利根導水総合管理所 総務課 契約担当
〒361-0004 埼玉県行田市大字須賀字船川 4369
TEL 048-557-1501 FAX 048-557-1506
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）又はメール（社印があること）により提出するものとします。

4. 歩掛参考見積内容

- (1) 業務内容
別添「歩掛参考見積仕様書」のとおりとします。
- (2) 歩掛項目
別添「歩掛調査表」のとおりとします。
- (3) 業務費の構成と歩掛参考見積範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基

準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

- ② 歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（１）「業務内容」を実施する為に必要な技術者の人数及び機器損料（リース費）の金額を募集します。

（４）技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和７年度電気通信関係技術者等単価」における「職務の定義」によるものとします。

５．募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- （１）提出期間：令和７年９月１７日（水）から令和７年９月２２日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで
- （２）提出場所：３．（３）に同じ。
- （３）提出方法：３．（４）に同じ。

６．質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- （１）閲覧期間：令和７年９月２５日（木）から令和７年１０月１日（水）まで
- （２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

７．歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積提出者の負担とする。

８．ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

９．その他

この歩掛参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた歩掛参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

歩掛参考見積仕様書

第1節 業務目的

本業務は、秋ヶ瀬管理所が管理する朝霞水路沈砂池第一水道水路にて既設流量計と仮設設置する超音波流量計の測定記録の収集を行うものである。

第2節 業務内容

1. 既設電磁流量計の仕様は以下のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| (1) 型番 | 検出器：AM524DW-UW1-LSJ-000*A
変換器：AXFA11G-D1-01/A/C1/EU/RK*S1 |
| (2) メーカー | 横河電機(株) |
| (3) 測定精度 | スパン：1～10m/s
精 度：1% of span |

2. 流量測定用の仮設超音波流量計（管路用）仕様は以下の仕様を満足するものとする。

(1) 一般条件

- | | |
|--------|---|
| ① 流体温度 | 0～+40℃ |
| ② 周囲温度 | 変換器：-10～+50℃、検出器：-10～+50℃ |
| ③ 相対湿度 | 変換器：90%RH 以下、検出器：20～95%RH
ただし、結露なきこと |

(2) 変換器

- | | |
|---------|---|
| ① 筐体構造等 | 屋内鋼板製によるボックス構造 |
| ② 測定流体 | 河川水 |
| ③ 測定範囲 | 流速換算で±10m/s 程度 |
| ④ 測定管 | 鋼管（ライニング：タールエポキシ）
呼径 φ2400mm |
| ⑤ 測定方式 | 時間差法又は同等以上 |
| ⑥ 測線数 | 4 測線 |
| ⑦ 測定精度 | 読み値の±1.0%程度（必要直管長満たす場合） |
| ⑧ 測定方向 | 正流方向 |
| ⑨ 機能 | 瞬時・積算流量表示、ゼロ点調整、スパン調整、低流量カット、機器異常、自己診断、受波なし処理など |
| ⑩表示 | 瞬時流量、積算流量 |
| ⑪外部出力 | 次の外部出力が可能であること。
瞬時流量（DC 4～20mA）×1 量 |
| ⑫電源 | 単相 AC100V 50Hz |

(3) 検出器

- ① 取付方式 取付金具による流管外取付
- ② 構造 耐じん／防浸形 (JIS C 0920 IP67 相当)
- ③ 材質 ステンレス鋳物 (SCS13) 又は同等以上
- (4) 設置条件 狭間用に対応が可能であること。

3. 流量計設置環境は以下のとおりである。

- (1) 設置場所 流量計室ピット内
- (2) 管路径 内径： $\phi 2,400\text{mm}$
外径： $\phi 2,438\text{mm}$
- (3) 管材質 SS400
- (4) 管本数 2 本
- (5) 電源 AC100V (測定箇所からの距離約 30m 程度)

4. 既設設備の模式図は別図－1、流量計配置図は別図－2、流量計機器構成は別図－3、仮設超音波流量計設置位置鋼管図は別紙－4 のとおりである。

5. 既設電磁流量計と仮設超音波流量計の流量計測定値を記録し、測定データ報告書を作成するものとする。

6. 流量測定記録は、1 分間隔以下で 1 ヶ月分以上の測定データを収集するものとする。

7. 測定期間中、週 1 回以上、記録データの回収を行い測定記録の確認を行うものとする。

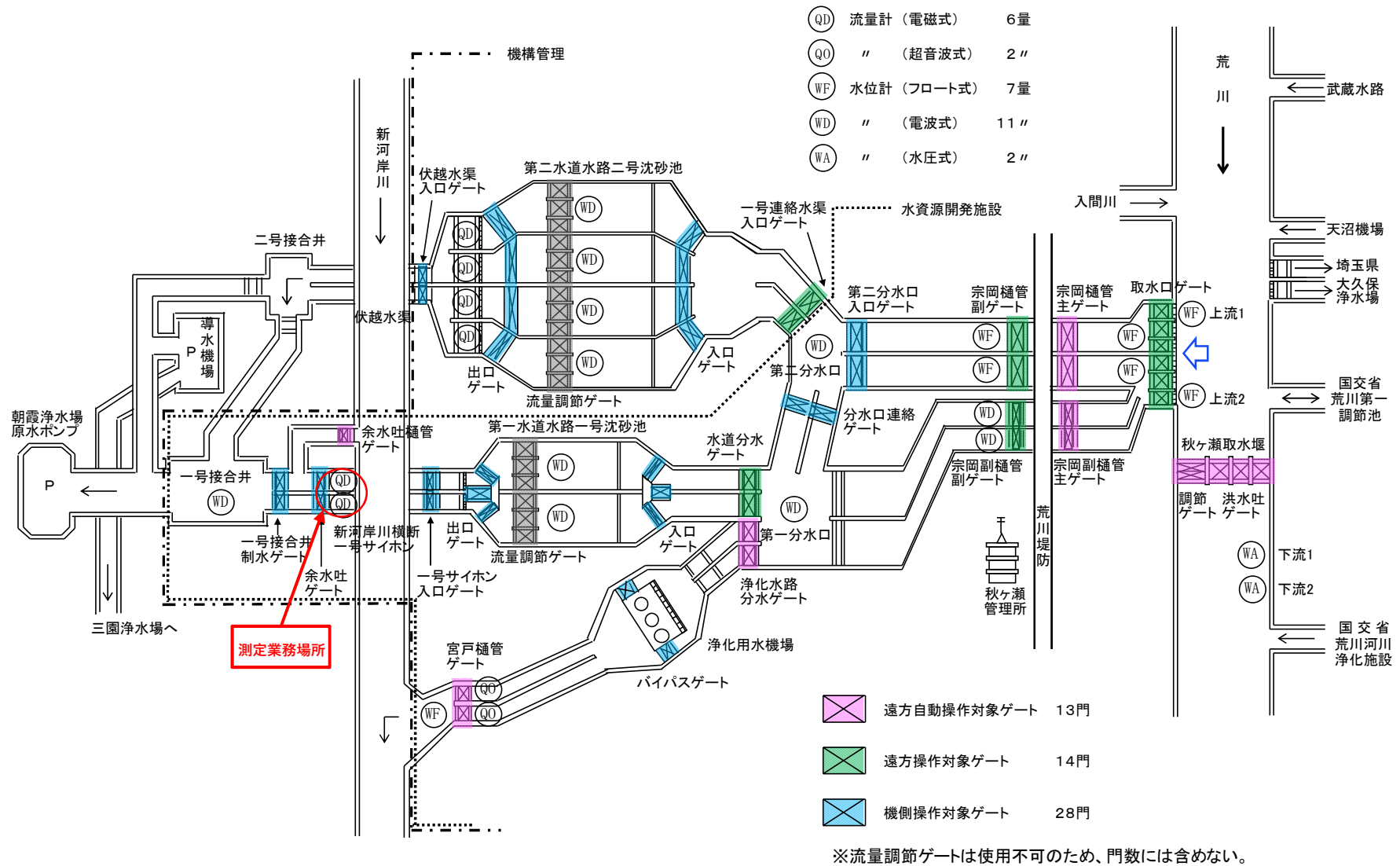
8. 既設電磁流量計の流量測定データは、流量変換器盤内の変換器出力から分岐して 4 ～20mA DC の測定値をデータロガー等で収集すること。

9. 仮設超音波流量計及び記録装置等は、受注者の負担で用意するものとする。

10. 必要な電力は機構の分電盤等から使用して良いものとし、電気料金は機構負担とする。ただし、電力供給等に必要な配線は受注者にて用意すること。分電盤への接続箇所、配線ルート等については、事前に発注者の了解を得ること。

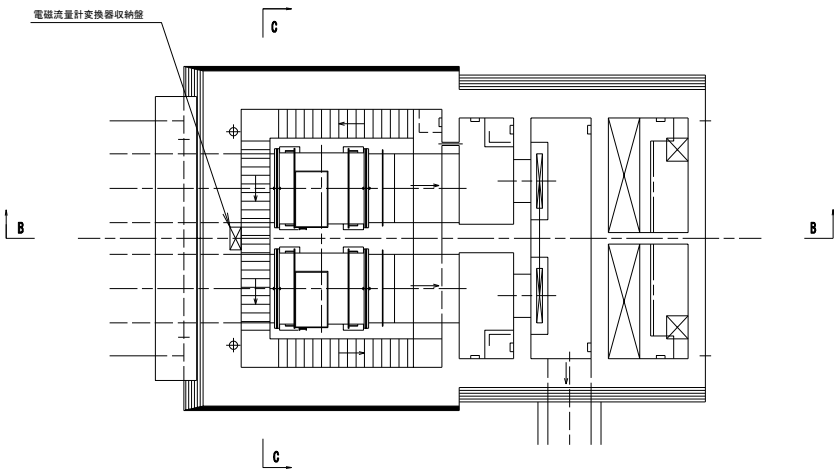
11. 仮設超音波流量計設置対象管路は 2 本とし、同時期の測定を基本とする。

別図-1

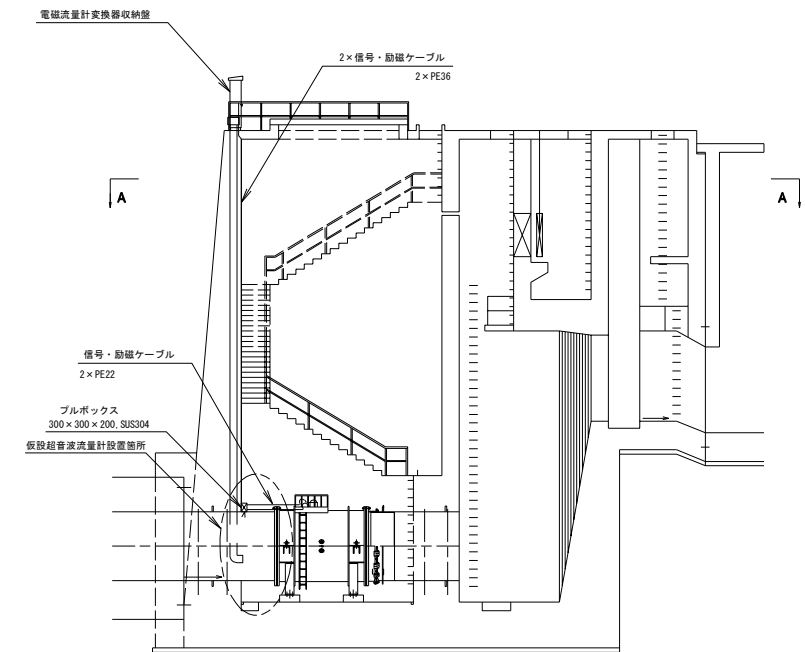


第一水道水路電磁流量計配置図

別図－2

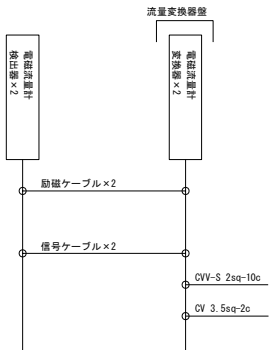


平面図 (A-A)

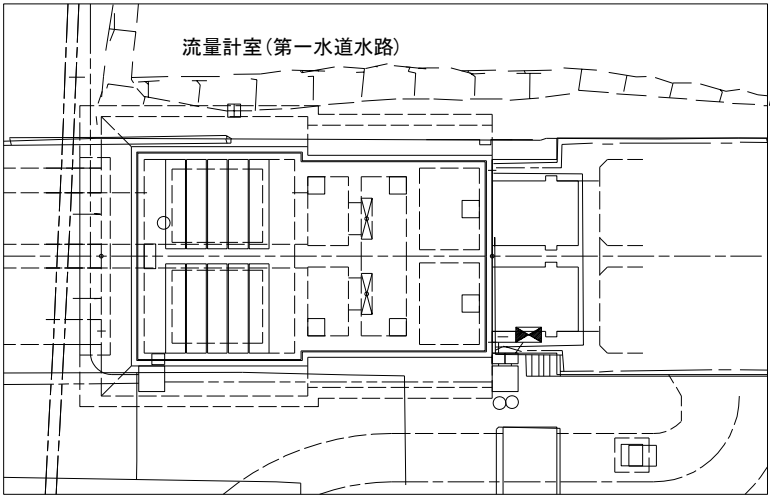


縦断面図 (B-B)

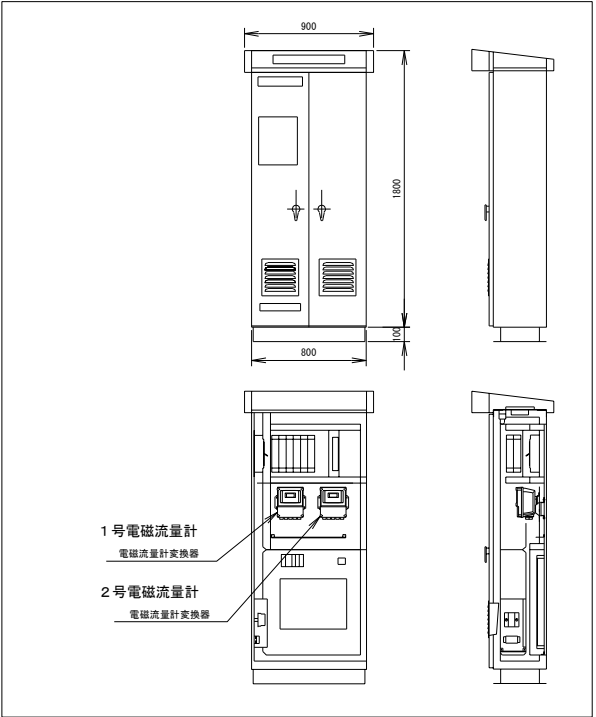
－配線系統図－



位置図 (N.S.)

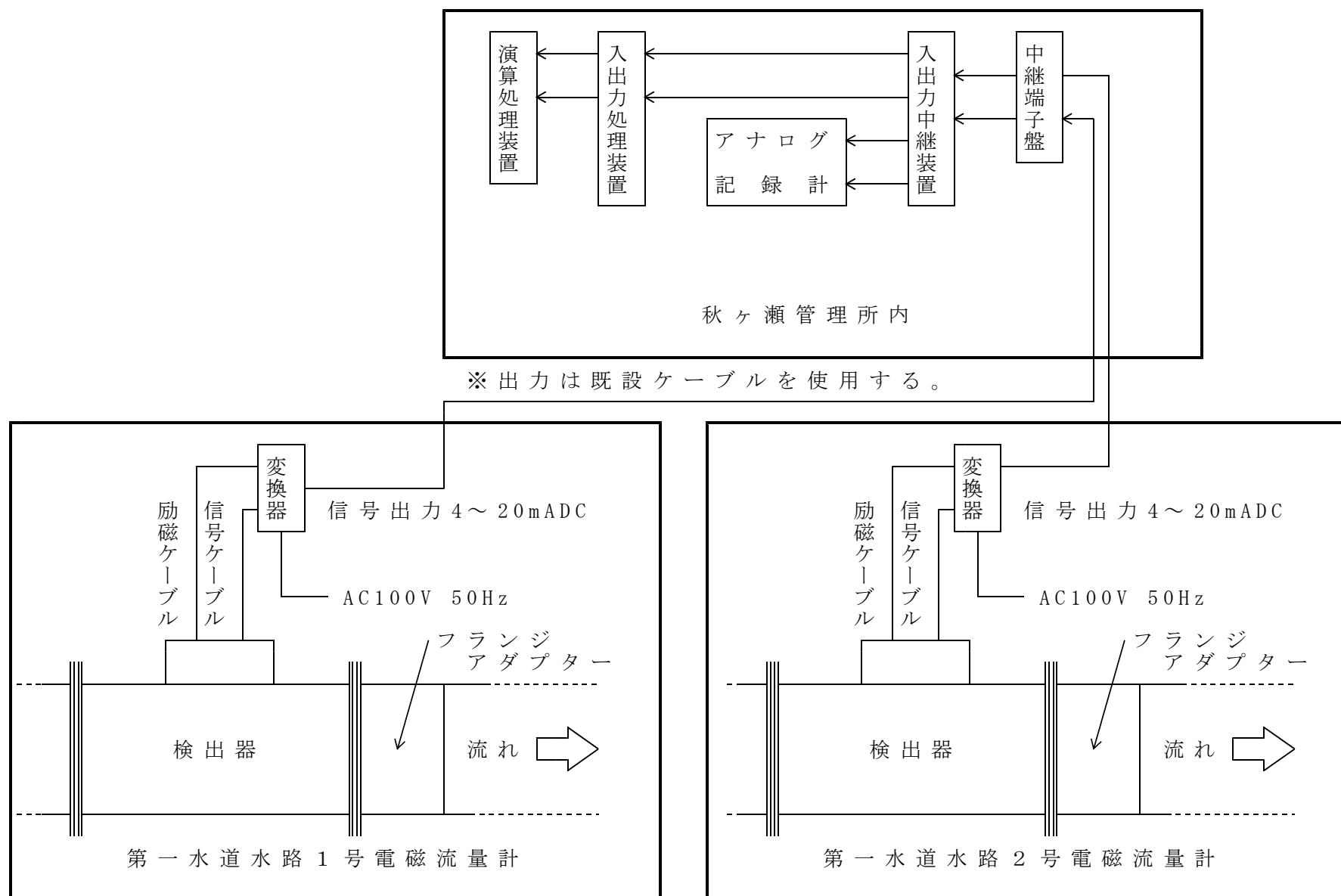


変換器盤実装図 (1:20)

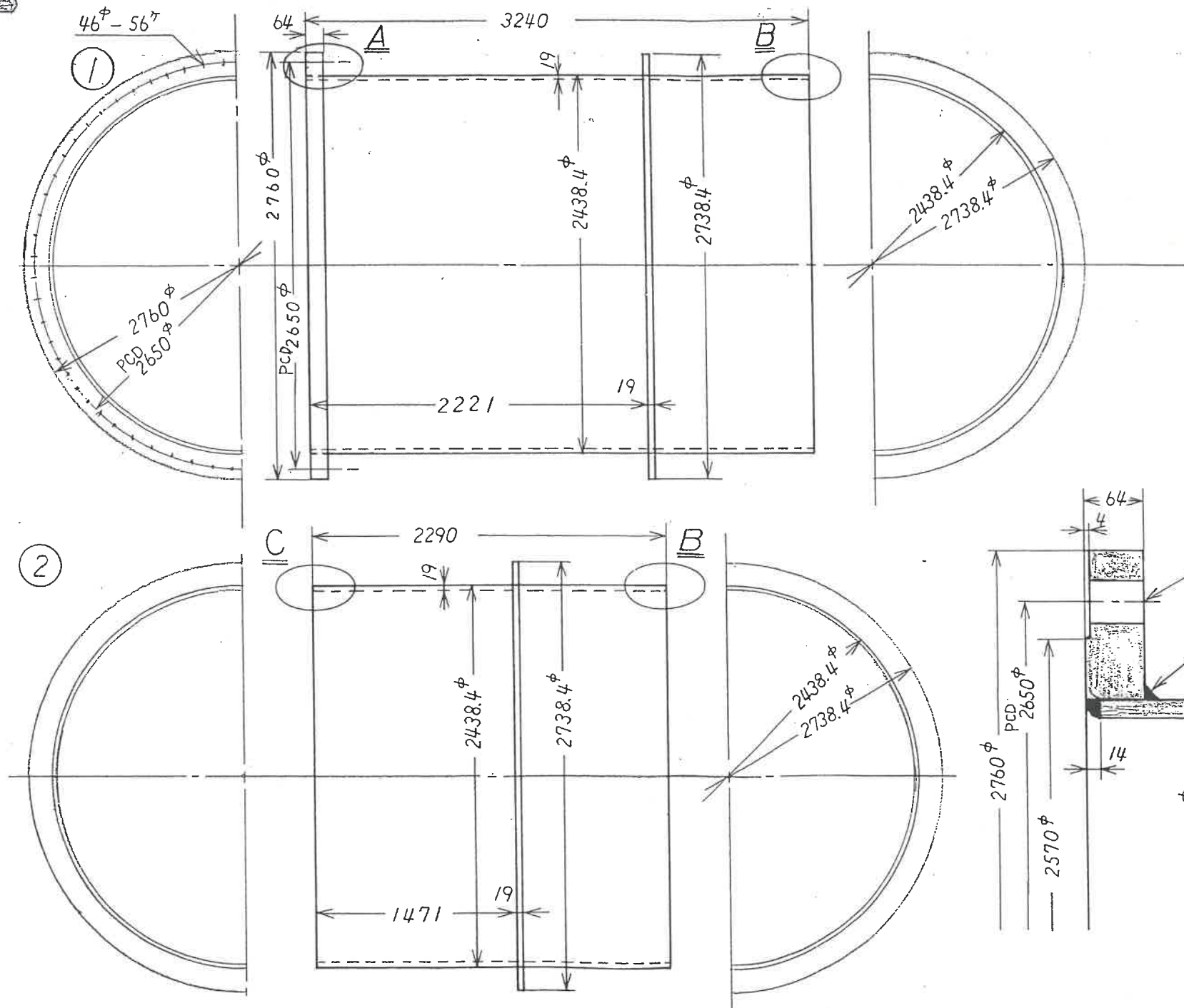
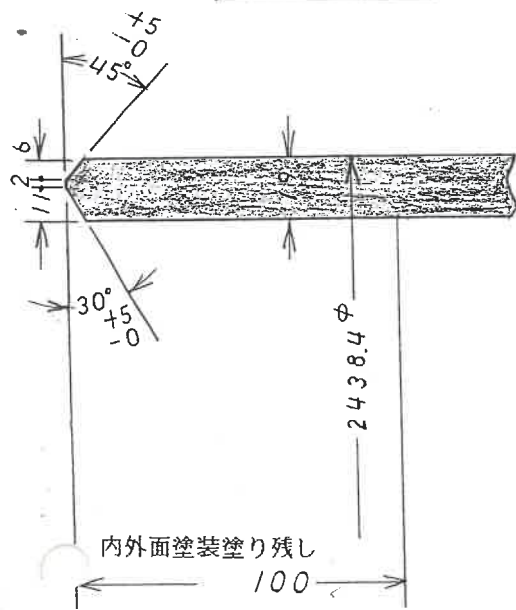


縦断面図 (C-C)

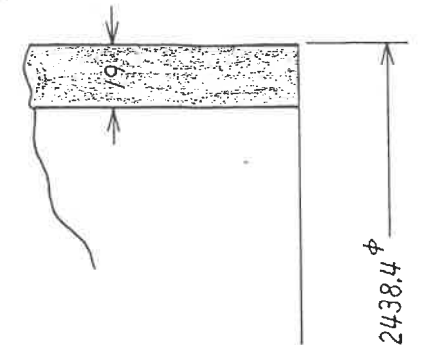
第一水道水路電磁流量計機器構成図



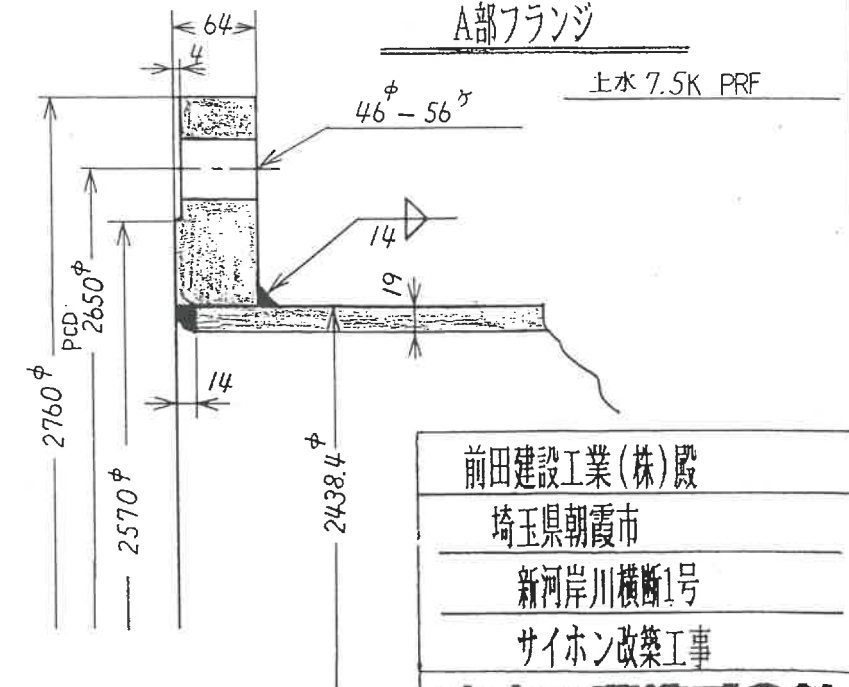
C部管端詳細



B部管端詳細



A部フレンジ



前田建設工業(株)殿
埼玉県朝霞市
新河岸川横断1号
サイホン改築工事

大東工藥株式会社

承認		担当		製図	
作図	10年 2月 3日				
図番	4012-05				

(塗装)内外面エポキシ樹脂塗装0.5m/m

(梱包)紙梱包

2	短 管	SS400	2	2778 kg	
1	1F 直 管	SS400	2	4460 kg	
品番	名 称	材質	数量	重量	摘 要

【別表1】 歩掛調査表

見積り項目		作業数量		技術者(単位:人)							備 考
		単位	数量	電気通信技術者	電気通信技術員	点検技術者	点検技術員			機器損料(リース費)〇〇円	
①	現地踏査(調査)	式	1								
②	測定計画作成	式	1								
③	流量計設置・撤去	台	1								1台あたり
④	超音波流量計損料(リース費)	月額	1								1台あたり
⑤	測定データ確認	回	1								毎週週1回
⑥	報告書作成	式	1								

補足事項

- (1)上記は参考例であるため様式は問いません。また、計上する技術者については適宜、追加・削除をしてください。
- (2)打合せ協議、旅費交通費等については、当機構の積算基準等に基づき算出するため、歩掛参考見積に記載していただく必要はありません。
- (3)技術者の職種区分定義について
- ①電気通信技術者:電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。
- ②電気通信技術員:電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、電気通信技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。
- ③点検技術者:電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。
- ④点検技術員:電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。